

2014年11月17日

会社名 ミネベア株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員  
貝沼 由久

(コード番号 6479 東証第1部)

問合せ先 広報室長  
小峯 康生

(TEL 03-6758-6703)

小型ベアリングの取引に関する  
韓国公正取引委員会からの発表について

2014年11月14日、韓国公正取引委員会は韓国国内の小型ベアリングの取引に関して当社及び当社韓国販売子会社のNMB Korea Co., Ltd.による韓国公正取引法（独占禁止法）違反の行為があったとして、両社への是正措置命令およびミネベア株式会社に対する課徴金49億1200万ウォン（約5億円）の支払い命令を出すことを決定した、と発表しました。

当社は、すでに積極的且つ主体的に独占禁止法遵守を含めたコンプライアンス研修を、日本のみならず海外も含めて随時実施しておりましたが、このような決定が出されたことは誠に遺憾に存じます。

本件につきましては、株主の皆様、お客様をはじめ、関係者の皆様には多大なご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。当社は、本件を厳粛に受け止め、さらなるコンプライアンス体制の徹底を図るとともに、信頼回復に努めてまいります。

尚、本件に伴う平成27年3月期業績予想の修正はありません。

以上

\*注：「小型ベアリング」は、韓国公正取引委員会の定義によるもの。  
当社の対象製品は、「ミニチュア・小径ベアリング」。